

岩手県告示第743号

庁舎等管理業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年10月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

庁舎等管理業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程の一部を改正する告示

庁舎等管理業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（昭和58年岩手県告示第1327号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名簿の有効期間) 第7条 名簿の有効期間は、 <u>2会計年度</u> とする。ただし、 <u>2会計年度経過後翌2会計年度</u> に係る名簿が作成されるまでの間は、 <u>前2会計年度</u> の名簿をもってこれに代えるものとする。	(名簿の有効期間) 第7条 名簿の有効期間は、 <u>3会計年度</u> とする。ただし、 <u>3会計年度経過後翌3会計年度</u> に係る名簿が作成されるまでの間は、 <u>前3会計年度</u> の名簿をもってこれに代えるものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この告示は、令和3年10月29日から施行する。
- この告示による改正後の庁舎等管理業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、名簿の有効期間の初日が令和4年4月1日以後の日となる名簿について適用し、名簿の有効期間の初日が同日前の日である名簿については、なお従前の例による。
- 令和4年4月1日から、同日から始まる3会計年度に係る名簿が作成されるまでの間は、改正後の規程第7条ただし書の規定にかかわらず、前2会計年度の名簿をもってこれに代えるものとする。